

令和8年度 明治用水頭首工地区  
明治用水頭首工魚道遡上調査業務

特別仕様書

項 目	内 容										
<p>第1章 総則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目的) 第1-2条</p> <p>(場所) 第1-3条</p> <p>(業務の概要) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(履行確実性評価 の達成状況の確認) 第1-6条</p>	<p>本業務の施行にあたっては、農林水産省 農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)、 「測量業務共通仕様書」(以下「測量共通仕様書」という。) によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、明治用水頭首工復旧その2工事(関連工事)に伴い左岸魚道の機能が失われていることから、右岸魚道において実施する遡上対策の効果発現状況を把握するためアユの遡上調査を実施するとともに、調査結果の整理を行うものである。</p> <p>本業務の実施位置は、明治用水頭首工地点(愛知県豊田市水源町地先)であり、別添の位置図に示すとおりである。</p> <p>本業務の概要は次のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>1. 事前準備</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>2. 遡上調査</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>3. 動画解析及びデータ収集・整理</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>4. 点検とりまとめ</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>5. 公開用成果品の作成</td> <td>1式</td> </tr> </table> <p>業務請負契約書、設計共通仕様書及び測量共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡・調整を行い、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>(2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</p> <p>(3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>(4) 業務成果品のミス、不備等</p>	1. 事前準備	1式	2. 遡上調査	1式	3. 動画解析及びデータ収集・整理	1式	4. 点検とりまとめ	1式	5. 公開用成果品の作成	1式
1. 事前準備	1式										
2. 遡上調査	1式										
3. 動画解析及びデータ収集・整理	1式										
4. 点検とりまとめ	1式										
5. 公開用成果品の作成	1式										

項目	内容																																									
(管理技術者) 第1-7条	<p>管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="391 224 1305 1167"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">技術士</td> <td rowspan="9">総合技術監理</td> <td>農業 - 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農村環境</td> </tr> <tr> <td>農業 - 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>建設 - 都市及び地方計画</td> </tr> <tr> <td>建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td>建設 - 道路</td> </tr> <tr> <td>建設 - 建設環境</td> </tr> <tr> <td>環境 - 全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">農業</td> <td>農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> </tr> <tr> <td>農村環境</td> </tr> <tr> <td>農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建設</td> <td>都市及び地方計画</td> </tr> <tr> <td>河川、砂防及び海岸・海洋</td> </tr> <tr> <td>道路</td> </tr> <tr> <td>建設環境</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>全ての選択科目</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>生態系の環境に関連する部門</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建設環境</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>河川、砂防及び海岸・海洋</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都市及び地方計画</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>		資格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業 - 農業農村工学	農業 - 農業土木	農業 - 農村環境	農業 - 農村地域・資源計画	建設 - 都市及び地方計画	建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋	建設 - 道路	建設 - 建設環境	環境 - 全ての選択科目	農業	農業農村工学	農業土木	農村環境	農村地域・資源計画	建設	都市及び地方計画	河川、砂防及び海岸・海洋	道路	建設環境	環境	全ての選択科目	博士	生態系の環境に関連する部門	—	シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)	農業土木	—	建設環境	—	河川、砂防及び海岸・海洋	—	道路	—	都市及び地方計画	—
資格	技術部門	選択科目																																								
技術士	総合技術監理	農業 - 農業農村工学																																								
		農業 - 農業土木																																								
		農業 - 農村環境																																								
		農業 - 農村地域・資源計画																																								
		建設 - 都市及び地方計画																																								
		建設 - 河川、砂防及び海岸・海洋																																								
		建設 - 道路																																								
		建設 - 建設環境																																								
		環境 - 全ての選択科目																																								
	農業	農業農村工学																																								
		農業土木																																								
		農村環境																																								
		農村地域・資源計画																																								
建設	都市及び地方計画																																									
	河川、砂防及び海岸・海洋																																									
	道路																																									
	建設環境																																									
環境	全ての選択科目																																									
博士	生態系の環境に関連する部門	—																																								
シビルコンサルティングマネジャー (RCCM)	農業土木	—																																								
	建設環境	—																																								
	河川、砂防及び海岸・海洋	—																																								
	道路	—																																								
	都市及び地方計画	—																																								
(担当技術者) 第1-8条	<p>担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>																																									
(配置技術者の確認) 第1-9条	<p>設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び同仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、上記計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p>																																									
(保険加入) 第1-10条	<p>受注者は、設計共通仕様書第1-37条及び測量共通仕様書第38条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																																									

項 目	内 容														
第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条  (貸与資料) 第2-2条	<p>本業務の実施に際しては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施に当たっては、事前に調査方法について監督職員と十分協議を行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で、受注者の責に帰する事項は受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 関係漁協は、矢作川漁業協同組合(以下、「矢作川漁協」という。)である。</p> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="389 546 1287 1032"> <thead> <tr> <th>資料名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上調査業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上対策調査業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上調査業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務報告書 (遡上調査編)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸魚道遡上調査業務報告書</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 矢作川アユ遡上調査業務委託報告書 (発注者：豊田市矢作川研究所)</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	数量	令和7年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上調査業務報告書	1式	令和5年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上対策調査業務報告書	1式	令和5年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上調査業務報告書	1式	令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務報告書 (遡上調査編)	1式	令和3年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸魚道遡上調査業務報告書	1式	令和2年度 矢作川アユ遡上調査業務委託報告書 (発注者：豊田市矢作川研究所)	1式
資料名	数量														
令和7年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上調査業務報告書	1式														
令和5年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上対策調査業務報告書	1式														
令和5年度 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工魚道遡上調査業務報告書	1式														
令和4年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工左右岸魚道遡上調査業務報告書 (遡上調査編)	1式														
令和3年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸魚道遡上調査業務報告書	1式														
令和2年度 矢作川アユ遡上調査業務委託報告書 (発注者：豊田市矢作川研究所)	1式														
(貸与資料の取扱い) 第2-3条	<p>第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括して返納しなければならない。</p>														
(その他の資料) 第2-4条	<p>受注者は愛知県漁業調整規則 (愛知県 HP 参照) の内容を事前に確認し遵守しなければならない。なお、業務の作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p>														
(関連工事) 第2-5条	<p>本業務と関連する工事は次のとおりであり、監督職員及び関連工事の監理技術者等と連携を密にして、互いに協調の図られた成果としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="375 1608 1348 1686"> <thead> <tr> <th>工事・業務名</th> <th>工 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>明治用水頭首工復旧その2工事</td> <td>令和5年8月～令和8年8月 (予定)</td> </tr> </tbody> </table>	工事・業務名	工 期	明治用水頭首工復旧その2工事	令和5年8月～令和8年8月 (予定)										
工事・業務名	工 期														
明治用水頭首工復旧その2工事	令和5年8月～令和8年8月 (予定)														
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目は、別紙「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>														

項 目	内 容
(作業の留意点) 第3-2条	<p>本業務の実施に当たって、特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調査の実施に当たっては、監督職員及び関係機関（明治用水土地改良区及び矢作川漁協）との連絡・調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。</p> <p>(2) 第2-2条及び設計共通仕様書に示す参考図書、貸与資料、並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(3) 関連工事にて設置済みである、CCD カメラは、総画素数：50 万画素以上/水平解像度：700TV 本/レンズ画角：3.6mm～16mm 程度以上を有し、自動解析システムで対応可能な映像を撮影できる仕様である。</p> <p>(4) 自動解析システムは、魚影を認識する機能を有するものとする。</p>
(業務写真における 黒板情報の電子 化) 第3-3条	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア            受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(C RYPTREC 暗号リスト)」（URL <a href="https://www.cryptrec.go.jp/list.html">https://www.cryptrec.go.jp/list.html</a>）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入            ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。            ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い            ① 受注者は、（1）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいものとする。            ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。            なお、（3）①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。            ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品            受注者は、（3）③に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (<a href="http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html">http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html</a>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用            機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>

項 目	内 容
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>打合せは、設計共通仕様書第1-10条によるものとし、主として次の段階で行うものとする。            また、初回・最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手前            中 間 中間打合せ (遡上調査結果の整理段階)            最終回 報告書原稿の作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-10条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を設計共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 正副2部            (2) 成果物及び成果物の概要版の出力 1部            (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p>
(公開用成果物) 第5-2条	<p>成果物の作成において、監督職員との打合せに基づき、個人情報等の公開すべきではない情報にマスキング等の措置を行い、別途、電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) による公開用成果物 (案) としてとりまとめ1部提出するものとする。</p>
(成果物の提出先) 第5-3条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県豊田市山之手町五丁目73番地1山之手ビル6階            東海農政局 矢作川総合第二期農地防災事業所 明治用水頭首工復旧建設所</p>
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	<p>業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。            (2) 第4章に示す「打合せ」に変更が生じた場合。            (3) 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合。            (4) 履行期間に変更が生じた場合。            (5) その他</p>
第7章 業務スライドの試行 (業務スライドの試行) 第7-1条	<p>1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。</p> <p>2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応</p>

項 目	内 容
<p>第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条</p>	<p>する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>5) 2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>7) 6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>8) 4)及び7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2)、6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項、または本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

## 別紙「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	業務区分
1. 事前準備	遡上対策等の実施個所について現地踏査を行うとともに、貸与資料を整理・把握し、業務計画書を作成する。	設計
2. 遡上調査	<p>(1) CCDカメラ撮影調査  アユの遡上状況を把握するため、CCDカメラ（関連工事で設置済）により撮影し、アユの個体数調査を行う。なお、調査期間中は、撮影精度を確保するため、カメラや観測板の清掃・調整及び撮影データ回収等の保守管理を行うものとし、調査期間後は撮影機材を撤去する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調査箇所（カメラ台数）：右岸魚道（2台）</li> <li>2) 調査期間：4月16日～6月14日（60日間）</li> <li>3) 保守管理回数：4月16日～6月14日のうち8回</li> </ol> <p>(2) 目視調査  CCDカメラ撮影調査を補完する目的で、目視により右岸魚道からのアユ遡上数調査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調査箇所：右岸魚道</li> <li>2) 調査回数：4月16日～6月14日（60日間）のうち7回</li> <li>3) 調査内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 調査日については、監督職員と調整の上実施する。また、1回当たりの調査時間は、8時～18時を想定している。</li> <li>② 遡上数調査は、10分観測、10分休憩を繰り返す（30回/日）</li> </ol> </li> </ol> <p>(3) 捕獲調査  右岸魚道の捕獲柵を活用して捕獲調査を実施し、遡上数を推計する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調査箇所：右岸魚道</li> <li>2) 調査回数：4月16日～6月14日のうち23回</li> <li>3) 調査内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 捕獲調査は、捕獲毎に総重量を計測するとともに、個体湿潤重量から遡上数換算を行う。遡上数換算に使用する個体湿潤重量については、一番仔が遡上する4月16日～5月10日の期間は、日当たり最大30個体、5月11日～6月14日の期間は、日当たり最大10個体を無作為に抽出して計測する個体湿潤重量を日平均して使用するものとする。</li> <li>② 調査時間は当日の遡上状況を確認しながら、矢作川漁協と調整の上実施する。調査日の捕獲時間については、10時～15時（5時間）を想定している。</li> <li>③ 捕獲したアユは、水槽付きトラックにより、矢作川上流（矢作川漁協が指定する場所）に運搬し、放流するものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p>(4) 滞留密度調査  頭首工下流部に到達し滞留しているアユの密度を潜水調査（水中カメラ撮影）により、アユの滞留密度調査を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 調査箇所：P5堰柱より右岸側の頭首工下流エプロン部</li> <li>2) 調査時期：4月16日～（遡上初期段階）</li> <li>3) 調査回数：2回</li> </ol>	測量

作業項目	作業内容	業務区分
3. 動画解析及びデータ収集・整理	<p>(1) 動画解析            CCDカメラで撮影した映像を自動解析システムを用いて、右岸魚道におけるアユの個体数をカウントする。            1) 解析データ数：カメラ2台×92日分（3月15日～6月14日）            （ただし、夜間、雨天及び濁水等により魚影判別が難しい映像は解析対象から除外する）            2) 4月16日～6月14日分の動画解析結果については、速報値（暫定値）を1回/2日報告を行うものとする。</p> <p>(2) データ集計・整理            遡上調査結果のデータを集計し、3月15日～6月14日のアユの遡上数を整理する。            なお、動画解析結果については、目視調査結果を踏まえて適宜補正を行い整理するものとする。</p>	設計
4. 点検とりまとめ	成果物の点検とりまとめ及び報告書の作成を行う。	設計
5. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	設計